

受験番号回答特典

『スピードチェック集』

通関業法

※すべて正しい記述です

- (1) 他人の依頼によりその者を代理して行う、輸出許可後の船名、数量等変更申請は、通 関業務に含まれる。
- (2) 外国貨物を保税運送する場合の承認申告手続は関連業務である。
- (3) 通関業の許可の条件として期限が付されていても、通関士の設置義務は免除されない。
- (4) 関税法第 108 条の4から第 112 条までの規定又は偽りその他不正の行為により国税又 は地方税を免れる等の違反行為をして罰金の刑に処せられた者又通告処分を受けた者 であって、それぞれその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日 又はその通告の旨を履行した日から3年を経過しないものは、通関業の許可を受けることができない。
- (5) 法人である**通関業者**が**破産手続開始の決定**を受けた場合,当該通関業者の許可は**消滅** するが,法人である通関業者の**役員**が**破産手続開始の決定**を受けた場合,財務大臣は当 該通関業者の許可を**取り消す**ことができる。
- (6) 財務大臣は、**営業所の新設の許可**をしようとするときは、許可申請に係る営業所の**経営の基礎が確実**であるかどうかを**審査する必要はない**。
- (7) **通関業者及び通関士**は、通関業者又は通関士の信用又は品位を害するような行為をしてはならないが、通関士以外の通関業務の従業者は当該禁止行為の対象とされていない。
- (8) 税関長は、税関の**減額更正**が関税の額の計算が関税に関する法律の規定に従っていなかったことに基因するものである場合には、通関業者に対し**意見を述べる機会**を与えることを**要しない**。
- (9) **偽りその他不正の行為により所得税を免れて罰金刑**に処せられた通関士は,通関士としての**資格を失う**が,通関士以外の**従業者として**通関業務に従事することはできる。
- (10) 財務大臣は, **通関業者に対し監督処分**をしようとするときは, **審査委員の意見**を聞かなければならない。また, 財務大臣は, **通関士に対し懲戒処分**をしようとするときは, 当該通関士がその業務に従事する**通関業者の意見**を聞かなければならない。

関税法 ※すべて正しい記述です

(11) **外国の船舶により外国の排他的経済水域で採捕**された水産物を公海上で本邦の船舶 に積み替え**,これを本邦に引き取る**行為は**,輸入に該当する**。

- (12) 関税関係法令以外の法令の規定により輸入に関して**検査又は条件の具備を必要とする貨物**については**,輸入の許可の検査その他輸入申告に係る税関の審査の際**,検査の完了又は条件の具備を税関に証明し,その確認を受けなければならない。
- (13) 日米貿易協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるために税関長に提出する締約国原産品申告書は、輸入貨物に係る輸入者のみが自 ら作成することができる。
- (14) 輸出申告の撤回は、その申告に係る輸出の許可前に限り認められる。
- (15) 回路配置利用権を侵害する物品は、輸出してはならない貨物に該当しない。
- (16) 保税蔵置場に外国貨物を入れる者は、当該貨物をその入れた日から3月(延長規定あり)を超えて当該保税蔵置場に置こうとする場合には、その超えることとなる日前に税関長に申請し、その承認(蔵入承認)を受けなければならない。保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間は、当該貨物を最初に保税蔵置場に置くことが承認された日から2年である。
- (17) 保税蔵置場、保税工場及び総合保税地域に置くことが承認された外国貨物で、輸入申告がされた後輸入の許可前における貨物の引取承認申請がなされ、当該引取承認がされる前に当該貨物に適用される法令の改正があったものについては、当該引取の承認の日の法令が適用される。
- (18) 更正の請求は、輸入の許可の日から5年を経過した日以後は行なうことはできない。
- (19) 納期限の延長の規定により納付すべき**期限が延長された関税の法定納期限**は、**当該延長された期限**である。
- (20) 税関長の処分についての**審査請求**は、当該**処分があった日**の翌日から起算して**1年** (処分があったことを**知った日**の翌日から起算して**3月**)を経過したときは、することができない。

- (21) 買手が売手に対して輸出した輸出貨物代金と輸入貨物の代金が相殺されている場合には、当該相殺されている代金は、課税価格に算入される。
- (22) 輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手が、本邦において開発された技術、設計、考案、工芸及び意匠を売手に対し無償で提供した場合であっても、当該提供に係る費用は課税価格に算入されない。
- (23) 売手が買手の事業に係る議決権を伴う社外株式の総数の5%以上を所有しているものの、当該関係が輸入貨物の取引価格に影響を与えているとは認められない場合には、 課税価格の原則的決定方法により課税価格を計算することができる。
- (24) 輸入貨物の製造原価を確認することができる場合において、当該輸入貨物を輸入しようとする者が希望する旨を税関長に申し出たときは、国内販売価格に基づく課税価格の決定方法に先立って製造原価に基づく課税価格の決定方法により当該輸入貨物の課税価格を計算することができる。
- (25) 関税定率法第17条(再輸出免税)に関して、再輸出免税貨物を再輸出期間内に用途外使用しようとする場合には、あらかじめ貨物の置かれている場所を所轄する税関長にその旨を届け出なければならない。
- (26) 関税定率法第 20 条 (違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等) に規定する関税 の払戻しに関して,品質又は数量等が契約の内容と相違するため,第三者へ販売する目 的で輸出する場合には,関税の払戻しを受けることができない(返送の目的で輸出する場合に限り,関税の払戻しを受けることができる)。
- (27) A国を原産地とする物品を原材料として、**B国で製品を製造するために生じたくず**は、**B国の完全生産品**である。
- (28) 特恵関税の適用を受けようとする物品について、①課税価格の総額が 20 万円以下の物品及び②税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた場合③特例申告貨物の場合には、特恵原産地証明書の提出を要しない。
- (29) 電子情報処理組織を使用して行われた申請等は、輸出入・港湾関連情報処理センター 株式会社の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に行政機関等に到達 したものとみなす。
- (30) 輸入割当てを受けるべき貨物を輸入しようとする者は、当該貨物に係る経済産業大臣の輸入割当てを受けた後でなければ、輸入承認を受けることができない。

貨物の分類 ※すべて正しい記述です

(31) **くん製した魚**及び**くん製した甲殻類, 軟体動物等**は**第3類**(魚, 甲殻類, 軟体動物等) に属する。

- (32) **食用の昆虫**は**第4類**(酪農品,鳥卵,天然はちみつ及び他の類に該当しない**食用の動物性生産品**)に,**食用昆虫の調製品は第16類**(肉,魚,甲殻類,軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は**昆虫類の調製品**)に分類される。
- (33) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品(ピラフ、ハンバーガー等)で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるものは、第16類(肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品)に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。ただし、この規定は、詰物をしたパスタ(第19類)、ソース、マスタード及びスープ(第21類)については、適用しない。
- (34) ノンアルコールビールは、アルコールを含有しない飲料として第22.02項に、ビールは第22.03項に分類される。
- (35) バイオディーゼルで石油の含有量が 70%以上のものは第 27 類 (鉱物性燃料等) に、 石油の含有量が 70%未満のものは第 38 類 (各種の化学工業生産品) に分類される。
- (36) 禁煙補助用のチューインガム、禁煙補助用のパッチ(経皮投与剤)は、ともに第 24 類(たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品(ニコチンを含有するかしないかを問わない。)並びにニコチンを含有するその他の物品(ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。)) に分類される。
- (37) ポリエステル, アクリル, ナイロンは合成繊維, アセテートは半合成繊維, レーヨンは再生繊維であり, これらはいずれも人造繊維である。
- (38) 家庭用の**掃除機**は電気機器として**第 85 類**に分類し**, 洗濯機**は機械類として**第 84 類** に属する。
- (39) ビデオゲームは, 第95類(がん具,遊戯用具等)に分類される。
- (40) **乳幼児のおむつ**, **女性用の生理用品**等の衛生用品は, 構成材料を問わず, **第 96 類 (雑品)** に分類される。